

2023年7月14日
出光興産株式会社

令和5年7月7日からの大雨により被災されたお客様に対する 電気料金等の特別措置について

令和5年7月7日からの大雨により被災されたお客様に、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域およびその周辺地域において、電気料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客様からのお申し出に応じて適用させていただきます。お客様の状況に応じて、ご相談させていただきますので、下記連絡先へご連絡ください。

1 適用対象（別紙）

令和5年7月7日からの大雨により災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村で当社と電気のご契約をいただいているお客様。

災害救助法の対象となる市町村は別紙および内閣府ホームページにおいてご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長

以下表の通り、電気料金の支払期限を延伸いたします。

低圧のお客様	2023年4月、5月、6月および7月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
高圧・特別高圧のお客様	2023年6月、7月、8月および9月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

イ 不適用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を被災日が属する月分の翌月分から6ヶ月間に限り、免除いたします。

ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が被災前と同じ契約内容で2024年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を2024年1月末日までに申し込まれた場合は、諸工料を申し受けません。

工 臨時工事費の免除

被災されたお客様が臨時電灯または臨時電力の使用を2024年1月末日までに申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2024年1月末日までの間は、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

■お問合せ先

低圧のお客様

出光興産「電気お客様センター」
☎0120-033-364（フリーダイヤル）
※ガイドス 6「その他」をお選びください
【受付時間】9:00-17:30(12月29日~1月3日を除く)

高圧・特別高圧のお客様

出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部
☎03-6870-6552
【受付時間】9:00-17:30(土日祝日および年末年始・当社指定休日を除く)

■適用対象市町村名（7月14日時点）

▷中国電力管内

<災害救助法適用日：7月8日>

●災害救助法適用市町村（1市）

都道府県	市町村
島根県	出雲市

●隣接市町村（3市1町）

都道府県	市町村
島根県	松江市、大田市、雲南市、飯石郡飯南町

▷九州電力管内

<災害救助法適用日：7月8日>

●災害救助法適用市町村（11市3町1村）

都道府県	市町村
福岡県	久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町
佐賀県	佐賀市、唐津市、伊万里市
大分県	中津市、日田市

●隣接市町村（23市16町1村）

都道府県	市町村
福岡県	福岡市、飯塚市、柳川市、大川市、豊前市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、嘉麻市、みやま市、糸島市、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、田川郡川崎町、田川郡大任町、田川郡赤村、京都郡みやこ町、築上郡吉富町、築上郡上毛町、築上郡築上町
佐賀県	鳥栖市、多久市、武雄市、小城市、神崎市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町
長崎県	佐世保市、松浦市
大分県	宇佐市、玖珠郡玖珠町
熊本県	山鹿市、菊池市、阿蘇市、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町

以上